【 駒岡清掃工場更新事業設計・施工監理業務 】

質問書に対する回答

No.	項目	質 問 内 容	回 答
1	提案説明書 P3 4 (5)、(6)	参加意向申出書(様式2)で提出する各技術者について、提案書作成過程で技術者の変更をしたい場合、提案書(様式4)において変更後の技術者にて提案を行ってもよいでしょうか。その場合は勿論、各技術者の資格要件、業務実績要件を満たすものを配置します。	原則、変更は認めません。
2	提案説明書 P4 5 (1) ①	業務実績(様式3)については、実績件数を加点 評価するものと考えてよいでしょうか。	評価の視点は、「評価項目及び評価基準表」に記載のとおりです。なお、実績件数のみではなく、 業務内容等も含め総合的に判断します。
3	提案説明書 様式3	記載する実績数に上限はありますでしょうか。	上限はございません。必要に応じ、様式を追加し て記載してください。
4	仕様書	本業務仕様書において、「重点監理」「常駐監理」の記載がございませんが、監理体制について は応募者の判断で提案してよいものでしょうか。	お見込みの通りです。
5	仕様書 P1 第1章 3	設計・施工監理業務受託者の事由ではない要因に より建設工事の竣工が延期となる場合は、貴市の 要請に応じて増額変更を前提とした協議実施の元 で監理を行うことでよろしいでしょうか。	本工事の設計変更(工期延長を含む)があった場合は、別途協議いたします。

No.	項目	質問內容	回 答
6	│	駒岡清掃工場更新事業建設工事(以下「本工事」 という。)に係る設計・施工監理の業務委託に適 用するとありますが、建設事業者等が貴市から本 工事の要求水準書に記載がない追加工事等を受注 した場合(設計変更による工事追加を含む)、そ の追加工事部分に関して貴市から受託者に対して 設計・施工監理を行うよう指示が出された際に は、増額変更を前提とした協議実施の元で監理を 行うことでよろしいでしょうか。	質問No.5の回答を参照してください。
7	仕様書 P9 第2章 1	技術者4~7については直接雇用関係のない社外技術者(いわば外注)を配置しても良いということでしょうか。	お見込みの通りです。
8	仕様書 P13 第3章 5	見積書作成にあたり、製作工場における工場検査の回数をご教示ください(プラント機械(ボイラ等)、プラント電気(特別高圧変圧器等)、建築(鉄骨、ALC、建具等))。また、海外における工場検査を予定される場合は合わせてご教示ください。	一般的に想定される回数で参考見積書を作成して ください。
9	仕様書 P17、P18 【別表】業務分担表		受託者による確認・報告に対し、札幌市は業務確認を行います。業務確認後、札幌市は施工業者に対し、承諾を行います。